

1 改正の理由

令和 8 年 6 月 1 日に職員の勤務時間、休日及び休暇に係る人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布及び施行され、官公署出頭休暇について、取得事由が拡大されたことに伴い、本組合においても同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

特別休暇の官公署出頭休暇に「被害者参加人」を加えるものである。

3 他自治体の類似する政策等

構成市においても、官公署出頭のための休暇の取得事由の拡大の措置を講じるため、同様の条例改正が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

人事院規則 1 5 - 1 4（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則 1 5 - 1 4 - 4 6）

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表